

指定管理施設の避難所利用などで被災者を支援 運営事業者と災害協定を締結

<p>概 要</p>	<p>市はきょう18日、温泉施設や道の駅などを運営する事業者と「災害時における施設利用等支援に関する協定」を締結します。本協定は、災害発生時に市からの要請を受けた事業者が、運営する施設を避難所として開放したり、避難者に飲食物を提供したりすることで、有事における被災者の生活支援につなげることを目的としています。</p> <p>協定の概要</p> <p>締結日 令和8年3月18日</p> <p>締結者 次の事業者と宍粟市が個別に協定を締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ビーバーレコード 代表取締役 春田 幸裕 (大阪府大阪市淀川区西中島3丁目23-9) 運営施設：一宮温泉まほろばの湯 (宍粟市一宮町三方町624-1) ・社会福祉法人はなさきむら 理事長 岡本 泰子 (兵庫県佐用郡佐用町安川401) 運営施設：道の駅ちくさ (宍粟市千種町下河野745-5) <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難場所としての利用 (2) 管理施設での飲食物の提供 (3) 支援物資の提供 (4) その他
<p>参考資料</p>	<p>各協定書</p>
<p>問合せ先</p>	<p>所属 危機管理課 TEL 0790-63-3119</p>

兵庫県宍粟市

災害時における施設利用等支援に関する協定書（案）

宍粟市（以下「甲」という。）と一宮温泉まほろばの湯（以下「乙」という。）は、災害発生時に、甲の要請に基づき乙が行う支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害発生時において、甲が乙に対して施設利用等の支援を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第3条 乙の所管する施設は、次のとおりとする。

- （1）一宮温泉まほろばの湯

（支援の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援の内容については、次のとおりとする。

- （1）避難場所としての利用
- （2）管理施設での飲食物の提供
- （3）支援物資の提供
- （4）その他、甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能な支援

（要請）

第5条 甲は、災害発生時において、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して書面により支援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請があった場合は、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（連絡）

第7条 乙は、前条の規定により支援を行ったときは、甲に対して書面により支援の実施状況を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で伝達し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく支援に要した費用は、甲の負担とする。ただし、乙が支援を行うにあたり、新たに資機材等を購入した場合、その負担は甲乙協議のうえ定めることとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して書面による終了の意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市長 福元晶三

乙 宍粟市一宮町三方町624番地1

一宮温泉まほろばの湯
株式会社ビーバーレコード
代表取締役 春田幸裕

災害時における施設利用等支援に関する協定書（案）

宍粟市（以下「甲」という。）と道の駅ちくさ（以下「乙」という。）は、災害発生時に、甲の要請に基づき乙が行う支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害発生時において、甲が乙に対して施設利用等の支援を求めるにあたって、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第3条 乙の所管する施設は、次のとおりとする。

（1）道の駅ちくさ

（支援の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援の内容については、次のとおりとする。

- （1）避難場所としての利用
- （2）管理施設での飲食物の提供
- （3）支援物資の提供
- （4）その他、甲が必要と認めるもののうち、要請時点で乙が対応可能な支援

（要請）

第5条 甲は、災害発生時において、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して書面により支援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請があった場合は、可能な範囲で甲に協力するものとする。

（連絡）

第7条 乙は、前条の規定により支援を行ったときは、甲に対して書面により支援の実施状況を連絡するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で伝達し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく支援に要した費用は、甲の負担とする。ただし、乙が支援を行うにあたり、新たに資機材等を購入した場合、その負担は甲乙協議のうえ定めることとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対して書面による終了の意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市長 福元晶三

乙 宍粟市千種町下河野745番地5

道の駅ちくさ
社会福祉法人はなさきむら
理事長 岡本泰子